

# 1



## 勤めを続けるなら 雇用保険の手続きをしましょう

### 定年退職のあとで

定年で退職したあと、再雇用で働くか、あるいは新しい勤め先に転職する場合は、雇用保険の手続きが必要になります。就職をしない場合は、手続きは必要ありません。

### 再雇用で働くとき

再雇用で働く場合に、給与が60歳到達時と比べて75%未満になった場合には雇用保険から「高年齢雇用継続基本給付金」を受給することができます。この手続きは会社が行ってくれます。手続きが完了すると、2ヶ月に1回ずつ個人口座に給付金が振り込まれます。この高年齢雇用継続給付金は非課税扱いです。

### 転職先を探している場合

職を探す間は失業給付（基本手当）を受給することが可能です。失業給付を受給するには、退職時に会社からもらった離職票等を住所地管轄のハローワークに提出し、求職の申込後、4週間に一度失業の認定を受けることで、失業給付を受給できます。定年退職の場合20年以上の被保険者期間があれば失業給付は150日分となります。

なお、定年退職の場合は給付の制限は受けませんので、7日間の待機期間のみで失業給付の受給となります。

#### >> 失業給付基本手当の所定給付日数

被保険者期間 対象	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
45歳以上60歳未満 ( )は倒産・解雇等の場合	— (90日)	90日 (180日)	90日 (240日)	120日 (270日)	150日 (330日)
60歳以上65歳未満 ( )は倒産・解雇等の場合	— (90日)	90日 (150日)	90日 (180日)	120日 (210日)	150日 (240日)

### 知ってトクする!

#### 65歳以上も雇用保険加入になります

雇用保険法改正によって、65歳以上の労働者も雇用保険に加入することになりました。フルタイムで働かなくても、週に20時間以上働けば雇用保険に加入することになります。

65歳以上で失業したときは失業給付を受けることができますが、一時金での支給になります。ただし、失業給付を受け取るには、また働きたいという意思の確認が必要です。

なお、一時金で失業給付を受け取ったときには年金との調整はありません。

## しばらくお休みしてから転職する場合

失業給付の受給期間は、原則として離職した日の翌日から1年間です。定年後は1年くらい休養して、その後新しく職を探そうと思っていると受給資格期間が終了してしまい失業給付を受給できなくなります。そういう場合には離職日の翌日から2ヶ月以内に住所地管轄のハローワークで手続きをすれば、受給期間を1年間延長することができます。

なお、失業給付は65歳になるまでに受給すれば150日分（20年以上雇用保険に加入）、65歳以上で受給する場合には「高年齢求職者給付金」として、一時金の支給（被保険者であった期間が1年以上あれば50日分）となります。

## 教育訓練給付金を受給する

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。定年後に限らず、キャリアアップ・スキルアップに活用できます。離職した場合には離職日の翌日から受講開始日までが1年以内であれば利用することができます。セカンドライフに新しいことを始めてみたい場合など、大いに活用するとよいでしょう。

### 教育訓練給付金

	一般教育訓練	専門実践教育訓練
支給額 <sup>※1</sup>	20%	40% <sup>※2</sup>
支給上限額	10万円	32万円／年 <sup>※3</sup>
支給期間	最長1年	原則2年 <sup>※4</sup>

※1：受講者が支払った訓練経費×上記の割合

※2：受講終了日から資格取得等し、かつ、1年以内に被保険者として雇用された、または雇用されている場合には20%を追加支給

※3：上記20%の追加支給を受けた場合は48万円／月

※4：資格につながる場合は最長3年

## 知ってトクする！

### 病気のときなどは失業給付を4年間まで延長できる

雇用保険の失業給付の手続きは、定年退職の場合は届け出ておけば2年間まで延長できます。

ただし、届け出は必要なので、ひとまずはゆっくりしてもその後少しでも働こうかなという意思があれば、必ず手続きしておきましょう。あとからでは延長の手続きはできません。

病気治療中なので働けないといったケースでは、治療が終わって元気になったら働きたいというときは、届け出れば4年間まで延長できます。